

## 直結増圧式給水に関する取扱基準

### 1) 趣旨

直結増圧式は、給水管の途中に増圧装置を設置し、配水管の水圧に影響を与えることなく、水圧の不足分を加圧して高位置まで直結給水する方法である。

各戸への給水方法として、給水栓まで直接給水する直送式と、ポンプにより高所に置かれた受水槽に給水し、そこから給水栓まで自然流下させる高置水槽式がある。

この基準は、増圧装置を使用する給水方式について、給水装置工事を行う上で必要な設計及び施工に関して、取扱基準を定めるものである。

### 2) 適用条件

#### i) 対象建築物

階高	10 階程度まで
用途	専用住宅（2世帯住宅含） 店舗・事務所付住宅 共同住宅 店舗・事務所付共同住宅 事務所ビル
その他	安堵町の当市給水区域の階高及び用途については安堵町及び当市規程を満たすものとする。

建築物の階高、用途種別等の内容については、建築確認書によるものとする。

#### ii) 対象外建築物

常時給水	病院、老人ホーム、旅館、サービス付高齢者住宅、民泊施設、大型商業施設、飲食店
一時に大量水圧低下	ホテル、デパート、イベントホール、サウナ、プール、コインランドリー、大衆浴場
常時一定の水量及び水圧必要	常時一定の水量及び水圧必要なもの
逆流により配水管水圧悪化	危険な化学物質を取り扱う製造、加工または貯蔵を行う工場等（有毒な薬品を用いる印刷工場、メッキ工場、化学工場等）
避難施設	避難所となる学校、公民館、公園等
その他	この基準に該当しないもの。使用用途が不明。

#### iii) 技術的事項

##### ① 分岐する配水管

配水管の口径	φ75mm 以上とし、かつ管網となっていること。
最小動水圧	0.196MPa 以上（分岐する地点）

給水管を分岐しようとする配水管の布設状況により布設替工事を必要とする場合は、直結増圧式給水を受けようとする者が費用負担して行うものとし、協議により配水管は当市に帰属するものとする。

② 分岐できる給水管

配水管より 2 口径以上小さいものとする。

取出し口径	φ 20mm	φ 25mm	φ 40mm	φ 50mm
-------	--------	--------	--------	--------

ただし補助配水管について φ 40mm は使用しないものとする。

使用水量の多いものについては別途協議するものとする。

③ 取出箇所数

取出し箇所数は、一つの建築物に対し 1 箇所を原則とする。ただし、共同住宅については、同一敷地内で複数棟への瞬時最大水量の合計が、優良住宅部品認定基準（B L 基準）を満たす場合に限り、一つの増圧装置により複数棟への給水を行うことができる。

④ 最大使用水量

50m<sup>3</sup> 上限

⑤ 瞬時最大流量

需要者に聞き取りを行い原則、実態に合った水量を設定することが必要である。

共同住宅	優良住宅部品認定基準（B L 基準）
共同住宅以外	器具給水負荷単位法
上記以外	別途協議

⑥ 最大戸数

50 戸上限

⑦ 増圧給水装置

・ 構造・材質基準に係る事項

配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結しないこと。（政令第 6 条第 1 項第 3 号）

増圧給水装置は、配水管の圧力では給水できない中高層建物において、末端最高位の給水用具を使用するために必要な圧力を加圧型ポンプ等を用いて直結給水、増圧し給水用具への吐水圧を確保する設備で、他の需要者の水利用に支障を生じないように配水管の水圧に影響を及ぼさないものでなければならない。

・ 構成

ポンプ 2 台・圧力水槽（タンク）・バルブ・センサー・制御盤等で構成。ポンプ複数台で停止毎に次号機に切り替わる。ポンプ故障時予備機に切り替わる。

・ 規格

日本水道協会規格（水道用直結加圧形ポンプユニット JWWA B 130）に適合していること。

・ 設置場所

1 給水装置に対して 1 ユニット

原則として水道メーターの下流側で汚染、汚濁のない場所を選定し、保守点検及び修繕を容易に行

える場所で、これらに必要なスペースを確保する。

地階に設置する場合、増圧装置上流側で給水管を地上に1 m以上立ち上げ頂上部に吸排気弁及びバルブの設置が必要

分岐する配水管から給水管径 40mm 以下では 30m 以内 50mm 以上では 50m 以内に設置。離れすぎると、水道メーターと増圧給水装置間の給水管が脈動を起こすことがあり、給水管の損傷や正しい計量が出来なくなる場合がある。

#### ・対策

停滞空気が発生しない構造とし、かつ、衝撃防止のための必要な措置を講じる。

低層階等で、給水圧が過大になるおそれがある場合には、必要に応じ減圧する。

ノイズ(雑音)に対する配慮がなされていること。

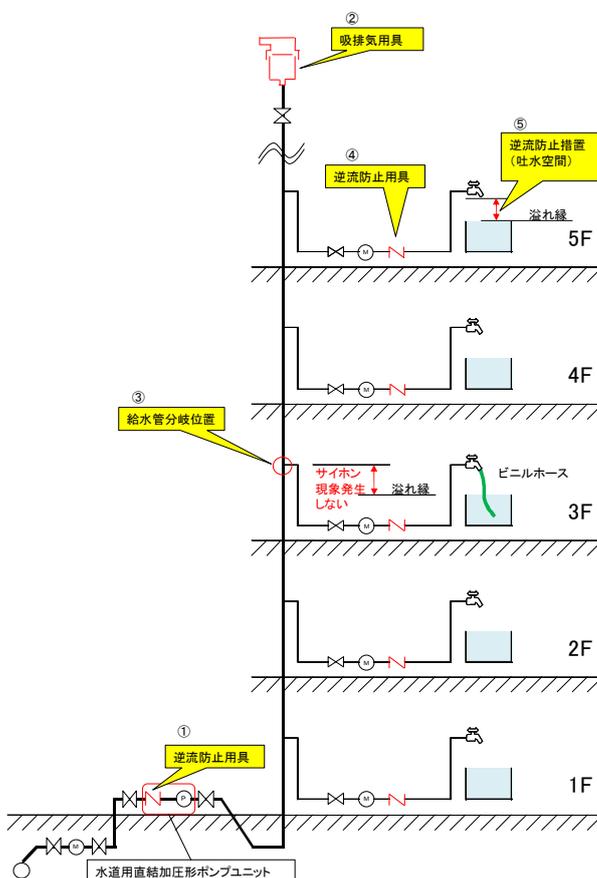
増圧装置入口で負圧、インチング現象(給水量が多い場合 200L/min)が起きないように給水管径を大きくすることや増圧装置の出口側に逆流防止器を設置すること等、システム上で考慮する。

#### 逆流防止対策

逆流防止に関しては以下の対策を講じること。

- ① 主管に設置する逆流防止用具
- ② 立管頂部に設置する吸排気用具
- ③ 立管から各住戸への給水管の分岐高さの確保
- ④ 各住戸の PS 部に設置する逆流防止用具
- ⑤ 末端給水用具の逆流防止装置

逆流防止システムの概念図を示します。



逆流防止システムの概念図

・増圧装置（加圧型ポンプ）

増圧装置は水質に影響を及ぼさず、始動、停止及び運転中の過度な応答による配水管の圧力変動が極小さく、ポンプ運転により配水管の圧力に影響を与えるような脈動を生じないこと。

配水管の水圧の変化及び使用水量に対応でき、安定給水ができ安全性を十分確保していること。  
全揚程と吐水量を満足する増圧装置を選定すること。

口径 水道メーターの適正使用流量範囲と異なり、又、同径の増圧装置でも性能に違いがあるので、注意する必要がある。市メーターの口径以下とすること。

使用圧力 0.75MPa 以下

増圧装置の加圧によって、低層階等で流入圧力が使用給水器具等の許容圧力を超える場合は、必要に応じて減圧弁を設置すること。

停止圧力・復帰圧力

吸込側の水圧が通常範囲より低下したとき自動停止し、水圧が回復したとき自動復帰すること。

増圧装置吸込側に圧力水槽 ソフトスタート・ソフトストップの可変速手段有している。制御方式は推定末端圧力一定制御方式 吸込側圧力設定値以下自動停止、設定値に回復した場合自動復帰。吸込側圧力設定値以上はポンプ停止。

吐出圧力

定常運転時吐出圧力は制御圧力に対して±3mAq 以内 始動時は制御圧力に対して±30%以内で10秒以内に復帰 交互運転時吐出圧力は制御圧力に対して±30%以内で10秒以内に復帰

吸込圧力

始動時の最低流入圧力が50%以下に低下せず1mAq 以上 停止時の最高流入圧力がポンプ停止後の圧力より10mAq 以上増加しないこと

・吸込側圧力発信器

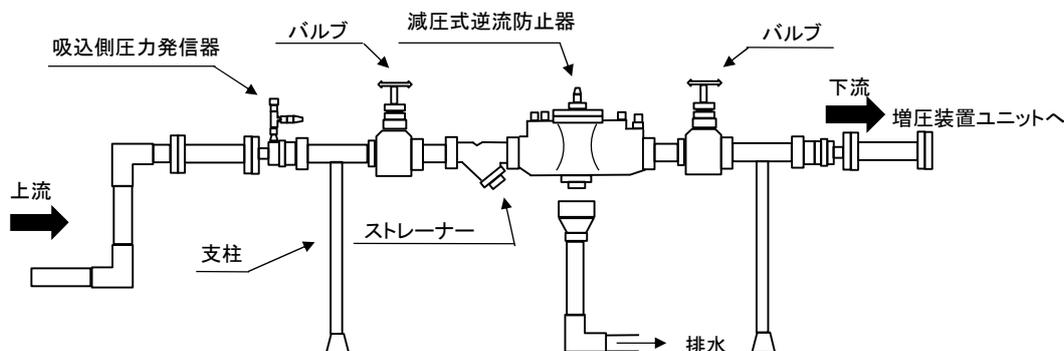
原則として減圧式逆流防止器の上流側間近に設置すること。

・逆流防止機器

日本水道協会規格（減圧式逆流防止器 JWWA B 134）に適合していること。

逆流防止機器は、減圧式逆流防止器等の信頼性の高い逆止弁とする。なお、減圧式逆流防止器を設置する場合は、その吐水口からの排水等により、増圧給水装置が水没することなどのないよう、排水処理を考慮する。

また、排水については吐水空間を充分確保し、目視できるよう間接排水をすること。

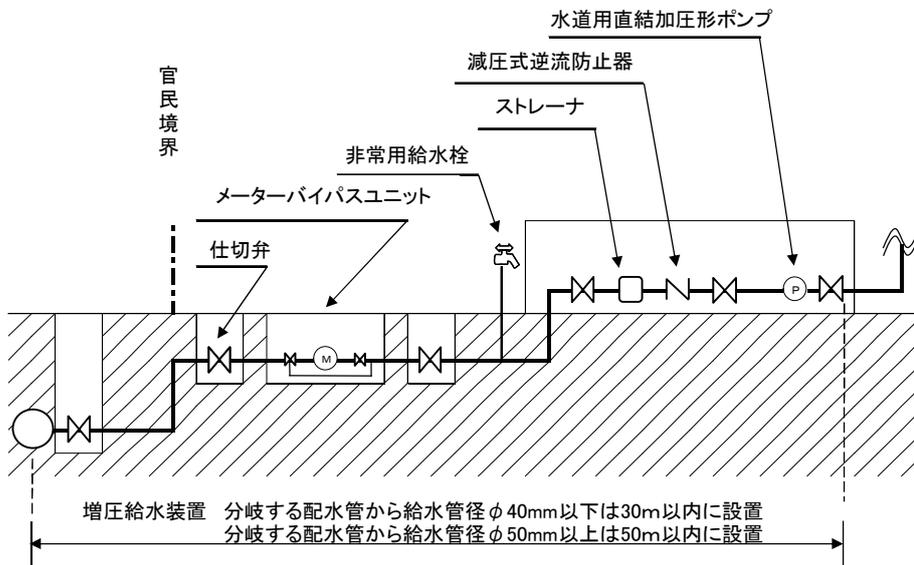


減圧式逆流防止器の設置。ストレーナーを設置 性能の維持確認（点検）、修繕工事や取替工事の施工等の作業スペースを確保する。

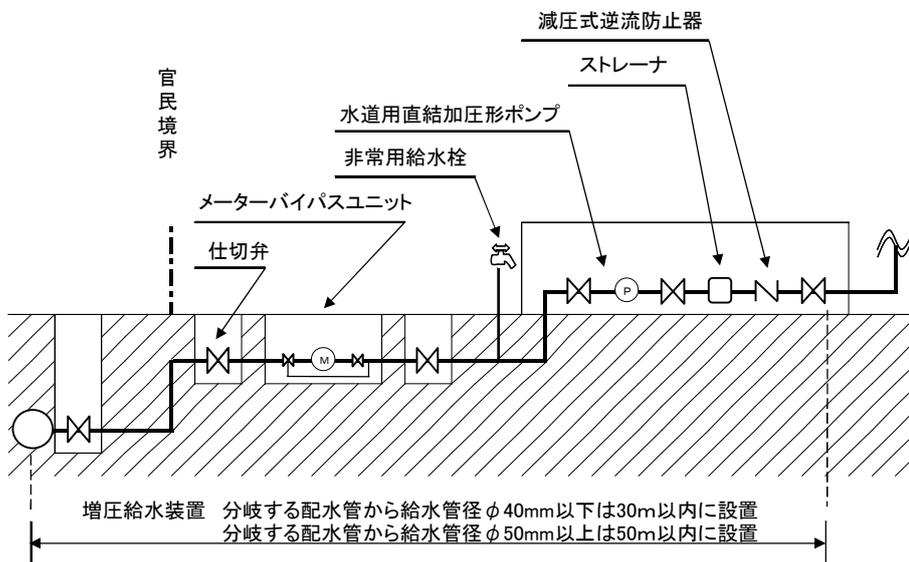
設置場所は施工性、保守管理の容易性等を考慮し、逆流による汚濁、汚染の恐れのない場所を選定  
点検が容易で損傷、浸水、凍結等の恐れのない箇所 地上または建築物内年 1 回保守点検性能検査  
テストキット（差圧計）等

ストレーナー設置

○直結給水用増圧装置設置例 減圧式逆流防止器を1次側に設置する場合



○直結給水用増圧装置設置例 減圧式逆流防止器を2次側に設置する場合



・メーター

口径	φ 20mm、φ 25mm、φ 40mm、φ 50mm
----	-----------------------------

設置数 1 建築物につき 1 個

ただし地上に各戸のメーターを設置する場合は検針、メーターの取替え及びスペースの問題もあり 1 戸を超え、21 戸未満で水理計算上可能な個数とする。

設置場所 メーターの点検及び取替作業が容易 メーターの損傷、凍結等の恐れのない箇所。地上に設置すること。

## メーターバイパスユニット

メーターバイパスユニットを設置すること。(適用口径 20 mm～50 mm) 応急給水用に給水ができる水栓が付いたユニットも可能とする。

ただし地上に各戸のメーターを設置する場合はこの限りでない。

ボックス メーターバイパスユニットを収納でき検針及び水道メーターの取替えができるものとする。パイプスペース内にメーターを設置する場合、凍結防止の処置を講じること。

水道メーター遠隔指示装置 保守管理が容易に行える場所

## 各戸私設メーター

「共同住宅等に対する各戸検針及び各戸徴収に関する取扱要綱」の規程(規程の対象戸数は20戸を超え、100戸未満であるが増圧給水の場合、戸数に上限があるため20戸を超え、51戸未満とする。)に基づき設置する。集中検針盤を設置し検針が常時行えるようにすること。

## ・給水管及び配管

非常用給水栓 市メーター(市メーターを設置しない場合は第1止水弁)と増圧装置の間

増圧装置設置位置 配水管から増圧装置までの給水管延長が長くなると、給水管内圧力の変動が大きくなり、増圧装置の運転に支障を来す場合があるため、適切な設置場所を選定する必要がある。

## 増圧装置下流側配管

原則増圧装置口径以下とする。

立ち上がり管 立管からの給水管の分岐高さの確保(当該給水装置の末端給水用具のうち最も高い位置にある水受け容器の溢れ縁の高さより30cm以上高い位置とする。)立管の主管の分岐部から立管頂部まで同じ口径で配管。タケノコ配管とする場合は、立管頂部の口径に対する管頂部口径の縮径の比率が過度とならないよう留意する。

給水器具 各住戸PS部の逆流防止用具は単式逆止弁(逆止弁付メーターパッキンを含む)設置最上部 立管頂部の吸排気弁の設置。吸排気弁の吸気量はスウェーデン吸気性能基準。

## スウェーデン吸気性能基準

立管口径(単位:mm)	20	25	40	50	75
吸気量(L/sec)	1.5	2.5	7	14	33.4
(L/min)	90	150	420	840	2004

(弁差圧 2.9kPa 時の値)

吸排気弁の吸排気孔には、この孔に適合する口径のドレン管を接続する。

吸排気弁口周りの水跳ねによって他の配管、配線等に影響を与えそうな場合は、その吸排気口に直結しない大気開放型の集水受けを設け、ドレンパイプを接続し、間接排水設備等を設けること。尚、既設配管を利用する場合は、特に注意すること。

・水理的要件 水理計算上可能であること

## ⑤ 給水方式併用(受水槽・直圧)不可

直結増圧式給水と地上式又は高架式の防火水槽の併用はできるものとする。

## ⑥ 設計

管内流速 2.0m/sec 以下

設計水量 瞬時最大給水量 集合住宅BL基準

各戸使用量(12L/min)×戸数×同時使用戸数率

器具給水負荷単位 単位1は通常14L/minのところ12L/minとする

硬質塩化ビニル管、硬質塩化ビニルライニング鋼管は換算長を別途考慮C値 130

設計水圧 0.196MPa (配水管の水圧 最小動水圧)

末端最高位の給水用具を使用するために必要な圧力 0.05MPa (最小動水圧)

#### 直結増圧式給水における口径決定

直結増圧式給水の場合には、増圧給水装置や取り出し給水管の給水能力が、建物内の使用水量の変動と直接的に影響し合うことから、口径の決定にあたっては、使用実態に沿った同時使用水量を的確に把握して、計画使用水量を求める必要がある。

さらに、その水量を給水できる性能を有する増圧給水装置を選定し、その水量に応じた取り出し口径を決定する。

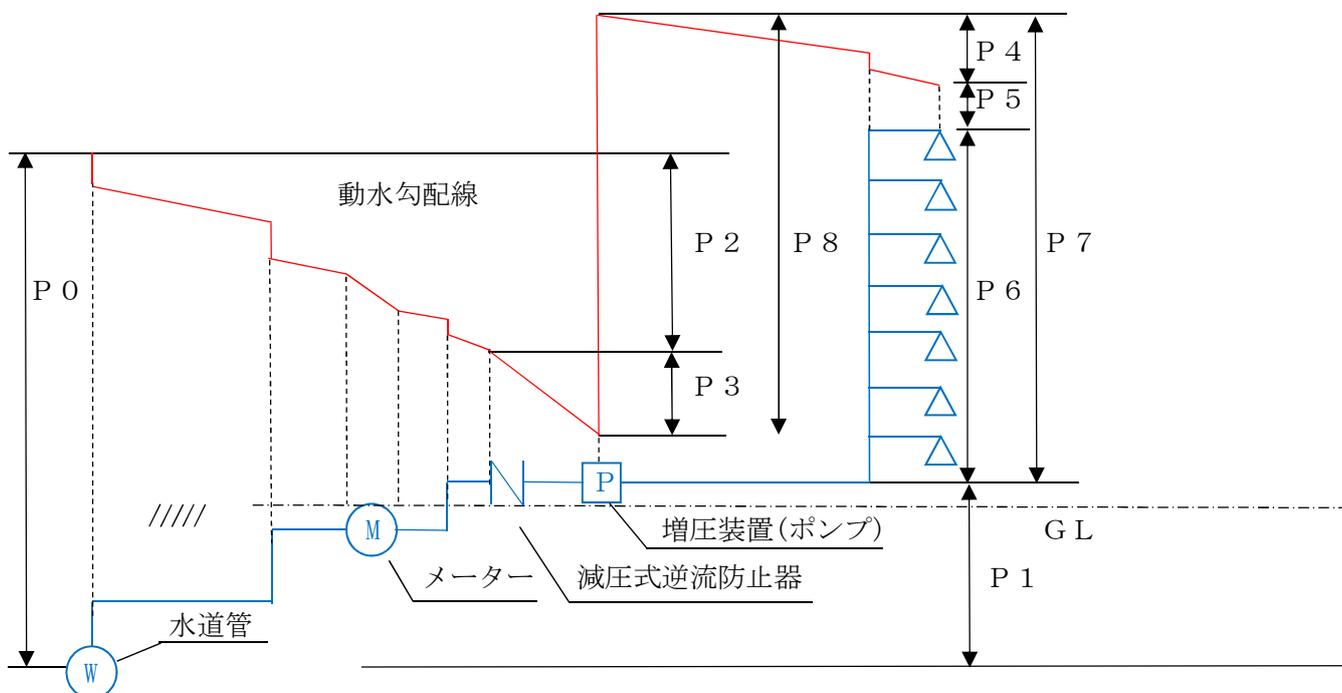
直結増圧式給水における口径決定の手順は、始めに建物内の同時使用水量を把握し、その水量を給水できる性能を有する増圧給水装置を選定し、さらにその水量に応じた取り出し給水管の口径を決定する。

#### 増圧給水装置の吐水圧の設定

直結増圧式給水は、配水管の水圧では給水できない建物において、末端最高位の給水用具を使用するために必要な圧力を確保できるように設定する。

ここで増圧給水装置の吐出圧の設定値は、増圧給水装置の下流側の給水管及び給水用具の損失水頭、最高位給水用具を使用するために必要な圧力と、増圧給水装置と最高位給水用具との高低差の合計が設定値となる。

直結増圧式給水の動水勾配線図を示します。



- P 0 : 設計水圧 (配水管水圧)
- P 1 : 配水管と増圧装置との高低差による損失水頭
- P 2 : 減圧式逆流防止器上流側の給水装置の損失水頭  
(減圧式逆流防止器を増圧装置の下流側に設置する場合は増圧装置の上流側の損失水頭)
- P 3 : 減圧式逆流防止器と増圧装置の損失水頭
- P 4 : 増圧装置下流側の給水装置の損失水頭
- P 5 : 末端及び最高部の給水器具の必要最小動水圧
- P 6 : 増圧装置と最高部の給水器具との高低差による損失水頭
- P 7 : 増圧装置の吐出圧力設定値 (P 4 + P 5 + P 6)
- P 8 : 増圧給水装置の全揚程 = P 1 + P 2 + P 3 + P 4 + P 5 + P 6 - P 0

#### 直結増圧式給水における動水勾配線図

$$\text{停止圧力} = P 0 - (P 1 + P 2 + 0.05 \text{ MP a})$$

ただし、停止圧力  $\geq 0.01$  (MP a)

※ 吸込側圧力発信器地点の設計水圧  $P 0 - (P 1 + P 2) \geq 0.06 \text{ MP a}$

復帰圧力 インチング運転の発生が防止できるよう考慮すること。

減圧式逆流防止器は、メーターの下流側 (複数のメーターにより給水を行う場合は、第一止水栓) で、なおかつ、原則として増圧装置の上流側に設置すること。ただし、増圧装置の一次側に設置することにより、増圧装置が負圧になる場合、二次側に設置することができる。

$P 0 - (P 1 + P 2 + P X) > 0$  のとき → 増圧装置上流側 (1次側)

$P 0 - (P 1 + P 2 + P X) \leq 0$  のとき → 増圧装置下流側 (2次側)

P X : 減圧式逆流防止器の損失水頭

建築物の階高及び戸数は本基準書に基づき水理計算上可能なものとする。

### 3) その他事項

#### i) 受水槽から増圧給水方式変更

既設建築物の切替えは、次に掲げるすべての事項を満たさなければならない。この場合において部は、既設建築物の平面図、各階平面図、系統図、その他必要とされる書類等の提出を求めることができる。

- ① 既設建築物を受水槽式給水から直結増圧式給水に切り替える場合は、2)の適用要件に適合していること。
- ② 既設給水設備は原則布設替えを行うこと。使用する場合は、口径、材質、その劣化状態等を調査し、必要に応じ布設替え等の措置を講じること。
- ③ 現行の使用水量、使用状況等を調査し、直結増圧式給水に切り替えた場合の適合性について確認すること。
- ④ 増圧装置下流の既設給水管の口径が75mmの場合、水理計算上50mmで計算し、給水可能となれば部メーター口径50mmを設置し給水をすることができる。
- ⑤ 受水槽式給水設備の給水装置への切替えに関する留意事項（平成17年健水発第0905002号厚生労働省健康局水道課長通知）に基づいて切替えを行うこと。

#### ii) 増圧装置の設置の猶予

次に掲げる条件を満たしている場合は、増圧装置の設置を猶予することができる。

- ① 分岐する配水管が直圧式給水に耐えられる水圧、水量が十分に確保されていること。
- ② 増圧装置、減圧式逆流防止器が容易に設置できる配管及びスペースを確保すること。ただし、増圧装置が必要となったとき又は部の指示があったときは速やかに設置すること。
- ③ 増圧装置の設置を猶予する場合は、部が設計水圧を定める。
- ④ 次の事項を明示した標示板を需要者の目に付きやすいところに設置し、周知すること。

ア 増圧装置の設置を猶予していること。

イ 増圧装置が必要となった場合は所有者の負担で設置すること。

ウ 緊急時の建物管理者の連絡先

この建物の水道は、ポンプにより加圧し給水するものですが、現在、ポンプを設置していません。

水の出が悪く感じた際は、下記の建物管理者へ連絡してください。

なお、ポンプ等の設置は、所有者の負担において設置することとなっています。

建物管理者 氏名 連絡先

標示板の例

#### iii) 申請・事前協議

##### 【事前協議】

- ① 直結増圧式給水事前協議申請書に位置図・配置図・平面図・給水設計図・系統図・詳細水理計算書（瞬時最大使用水量の算定・使用メーターの流量基準・減圧式逆流防止器の設置位置の決定・ポンプ停止圧力設定値の算出・吐出圧力設定値の算出）・増圧装置仕様書・減圧式逆流防止器仕様書・その他必要とする書類を添付してください。
- ② 既存受水槽方式からの切り替えの場合は、既存給水設備の図面、耐圧試験及び水質試験の証明書等を添付してください。

## 【申請時】

事前協議にて増圧給水可能となった場合、直結増圧式給水事前協議回答書により通知します。

給水申込時に下記①の条件承諾書を添付すること。

### ① 直結増圧式給水条件承諾書（新設・既設）

#### iv) 竣工検査

直結給水装置全てを対象とし、「給水装置工事施行要領」に基づき実施するものとする。

既存受水槽方式からの切り替えの場合は、既に入居済みであることなどから各戸への立ち入り検査が難しいため、申請者側の確認により当部検査を省略することができるものとする。

#### v) 維持管理

管理区分 原則として官民境界とし、民地側は、所有者の責任において維持管理（漏水修繕等）を行うものとする。

給水装置 給水用具異常音、脈動、断水、水圧低下、給湯器等の着火不良などの異常発生需要者が自ら原因究明と異常原因の除去に努める

増圧装置 異常時には自動的に管理者や使用者、保守管理の委託会社に警報が伝わるシステムを設置すること。

年1回以上定期点検を行うこと。

減圧式逆流防止器 年1回以上の保守点検を行うこと。

標示板 次の事項を明示した標示板を需要者の目に付きやすいところに設置し、周知すること。

ア 停電、故障等により増圧装置が停止した場合は、断水すること。イ ポンプ故障時に使用できる非常用給水栓の設置箇所

ウ 緊急時の建物管理者の連絡先

エ 給水装置管理事業者及びポンプ管理業者の連絡先

この建物の水道は、ポンプにより加圧し給水しているもので、停電又はポンプの故障等により断水することがあります。

ポンプの故障により断水した場合は、1階に設置している非常用給水栓を使用してください。

故障その他異常が認められた際には、下記の建物管理者又は維持管理業者へ連絡してください。

建物管理者	氏名	連絡先
給水装置管理業者	氏名	連絡先
ポンプ管理業者	氏名	連絡先

標示板の例

#### vi) 所有者責務

① 所有者は、当該建築物の所有権を第三者に譲渡するときは本基準に定められた内容を譲渡人に継承させること。また第三者と当該建築物についての貸借関係を結ぶ場合においては、同内容の遵守について賃借人に通知すること。

② 所有者は、承認を受けた建築物の用途（給水装置の変更を伴う）に変更のある場合は、部に届けるものとする。なお、無届けによる変更があった場合、改善処置を指示することがある。

#### vii) 個別検針

「共同住宅等に対する各戸検針及び各戸徴収に関する取扱要綱」の規程に基づくものとする。

戸数については増圧給水の上限が50戸のため1棟あたり21戸～50戸とする。

viii) スプリンクラー

スプリンクラーを設置する場合は、消防署と協議を行い「給水装置工事施行要領」に基づき施工するものとする。

4) 書類一覧

技術管理者	課長	補佐	補佐	係長	審査員	係員	受付	受付日		
								受付番号		
								お客様番号		
<b>直結増圧式給水事前協議申請書</b>										
								年 月 日		
大和郡山市上下水道事業の管理者										
申込者 住所又は所在地										
氏名又は名称										
電話番号										
次のとおり大和郡山市直結増圧式給水に関する取扱基準に基づき下記協議者に委任し事前協議を申請します。										
申請場所	大和郡山市・安堵町									
協議者	氏名又は名称									
	住所									
	電話番号									
建物概要	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既存      地上 階      地下 階									
	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 店舗・事務所付住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 店舗・事務所付共同住宅 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> その他( )									
	用途種別	<input type="checkbox"/> 共同住宅      戸[ <input type="checkbox"/> ファミリー- <input type="checkbox"/> ワンルーム] <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> その他( )								
給水計画	給水方法	直結増圧式( 階 ~ 階)								
	使用水量	計画1日最大使用水量							m <sup>3</sup> /日	
	水量計算	.....								
	口径	配水管口径	φ	mm	給水管口径	φ	mm			
	水道メーター	市メーター	φ	mm	各階各戸メーター	φ	mm	-	戸	
	増圧装置	メーカー・型式								
		呼び径	mm	揚水量	L/min	揚程	m			
		電動機出力	kw	最高使用圧力	MPa	増圧設定範囲	m ~ m			
		運転方法	自動交互・自動並列交互・その他( )							
		制御方法								
減圧式逆流防止器	停止圧設定値	MPa			復帰圧設定値	MPa				
	メーカー・型式									
	呼び径	mm			瞬時最大流量時の圧力損失	MPa				
	設置位置	増圧装置 (上流側・下流側)								

水理計算	瞬時最大使用水量	L/min
	水理計算	
	P0:設計水圧(配水管水圧)	20 m
	P1:配水管と増圧装置との高低差による損失水頭	m
	P2:減圧式逆流防止器上流側の給水装置の損失水頭	m
	減圧式逆流防止器を増圧装置の下流側に設置する場合は増圧装置の上流側の損失水頭	m
	P3:減圧式逆流防止器と増圧装置の損失水頭	m
	P4:増圧装置下流側の給水装置の損失水頭	m
	P5:末端及び最高部の給水用具の必要最小動水圧	m
	P6:増圧装置と最高部の給水用具との高低差による損失水頭	m
	P7:増圧装置の吐出圧力設定値 = P4 + P5 + P6	m
	P8:増圧給水装置の全揚程 = P1 + P2 + P3 + P4 + P5 + P6 - P0	m
	最小動水圧	MPa

1. 位置図・配置図・平面図・給水設計図・系統図・増圧装置仕様書・減圧式逆流防止器仕様書・詳細水理計算書(瞬時最大使用水量の算定・使用メーターの流量基準・減圧式逆流防止器の設置位置の決定・ポンプ停止圧力設定値の算出・吐出圧力設定値の算出)・その他当市が必要とする書類を添付してください。
2. 既存受水槽方式からの切り替えの場合は、既存給水設備の図面、耐圧試験及び水質試験の証明書等を添付してください。
3. 事前協議の内容に変更が生じた場合は、再協議してください。

様

大和郡山市上下水道事業の管理者  
大和郡山市長

### 直結増圧式給水事前協議回答書

年 月 日付 受付番号 で申請のありました協議について、下記の内容を遵守することを条件として回答します。

#### 記

1. 事前協議の内容に変更が生じた場合は、速やかに大和郡山市上下水道部へ連絡すること。内容によっては、再協議を行います。
2. 給水申込者は、大和郡山市水道事業給水条例、その他関係法令及び直結増圧式給水に関する取扱基準を遵守すること。
3. 給水申込者は、給水及び給水装置工事申込時に直結増圧式給水条件承諾書(新設・既設)を提出すること。
4. その他、大和郡山市上下水道部が必要とする条件。

# 直結増圧式給水条件承諾書(新設・既設)

年 月 日

大和郡山市上下水道事業の管理者

申込者(所有者)

住所又は所在地

氏名又は名称

印

電話番号

給水装置の設置場所	大和郡山市・安堵町 (建物の名称)
指定給水装置工事事業者	氏名又は名称 電話番号 印
増圧給水装置等の管理人 (連絡先)	氏名又は名称 電話番号 印

今回、上記設置場所において直結増圧式給水の給水装置工事を申込するにあたり、「直結増圧式給水に関する取扱基準」を遵守するとともに、下記の事項について承諾いたします。

## 1. 故障時の対応

直結増圧式給水は、断水や水圧低下のとき、受水槽のような貯留機能がないため水の使用ができなくなることを承知しています。なお、停電や故障により増圧給水装置が停止したとき又は水圧低下により一時的な出水不良が発生したときは、非常用給水栓を使用します。

## 2. 定期点検

増圧給水装置及び逆流防止装置の機能を適正に保つため、1年以内に1回以上の定期点検を行うと共に、必要な修繕を行い、使用者ごとに設置する逆流防止器具等についても、適正に保守します。

## 3. 損害賠償

直結増圧式給水に起因する事故が発生し、大和郡山市上下水道事業の管理者(以下「管理者」という)及び他の使用者等に損害を与えた場合は責任をもって保障します。

## 4. 管理人等の継承

所有者又は管理人を変更するときは、変更後の所有者又は管理人にこの直結増圧式給水が条件承諾付であることを熟知させ速やかに管理者に届出します。

## 5. 既設給水管の使用責任

既設給水管の使用による直結増圧式給水とした場合、これに起因する漏水及び赤水等が発生したときは、配管の布設替等を所有者又は使用者の責任において行い、管理者の指示に従い速やかに改善をします。

## 6. 水道メーターの管理、取替え及び検針、開閉栓時の措置

水道メーターは維持管理及び計量に支障のないようにし、検針及び開閉栓の業務等に支障をきたさないよう空間の確保を行い建物内に立ち入ることを承諾します。オートロック設備付共同住宅の場合は、これら装置の解除を速やかに行います。必要に応じて、暗証番号の開示、鍵の提出を行います。なお、支障が生じた場合は、管理者の指示に従い、所有者又は使用者の費用で速やかに改善をします。

又、計量法に基づく水道メーターの取替え及び水道メーターの異常等による取替えには、管理者に協力することを承諾します。

裏面へ続く

## 7. 各戸検針及び各戸徴収

各戸検針及び各戸徴収を要望する場合は大和郡山市の「共同住宅等に対する各戸検針及び各戸徴収に関する取扱要綱に基づいて契約します。

## 8. 管理区分

管理区分は、市メーターまでとし、同メーター2次側以降及びメーターバイパス管は、所有者の責任において維持管理(漏水の防止、修繕工事等)します。

増圧装置の故障に備え、修繕委託業者を明確に掲示し、所有者が責任をもって速やかに対応します。

## 9. 増圧装置の稼働状況

将来の水圧変動や使用量増加により出水不良が発生した場合は、所有者の責任で増圧装置等の見直しを行うなど速やかに対応します。

配水管水圧の変動状況により、増圧装置が稼働しない場合があることについて理解するとともに、このことについて管理者に異議申し立てしません。

## 10. 建築物の用途等の変更

該建築物の用途に変更がある場合、管理者と協議し、その指示に従います。また、所有者、維持管理業者等の変更がある場合、管理者に届け出るとともに、「直結増圧式給水に関する取扱基準」に定めた内容を周知し継承します。

## 11. 条例・規程等の遵守

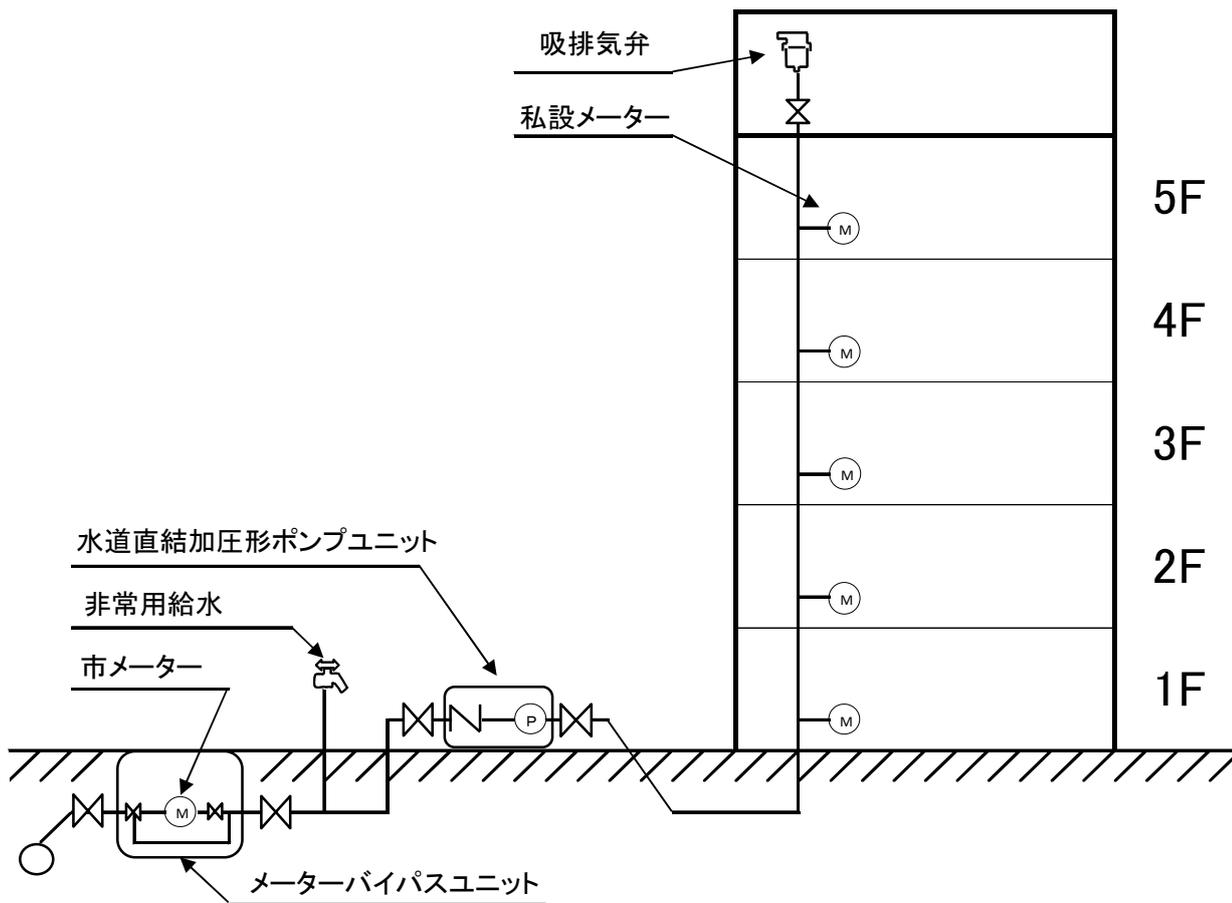
上記各項のほか、取扱上必要な事項については、大和郡山市水道事業給水条例及び大和郡山市水道事業給水条例施行規程並びに直結増圧式給水に関する取扱基準を遵守して施工します。

## 12. 紛争の解決

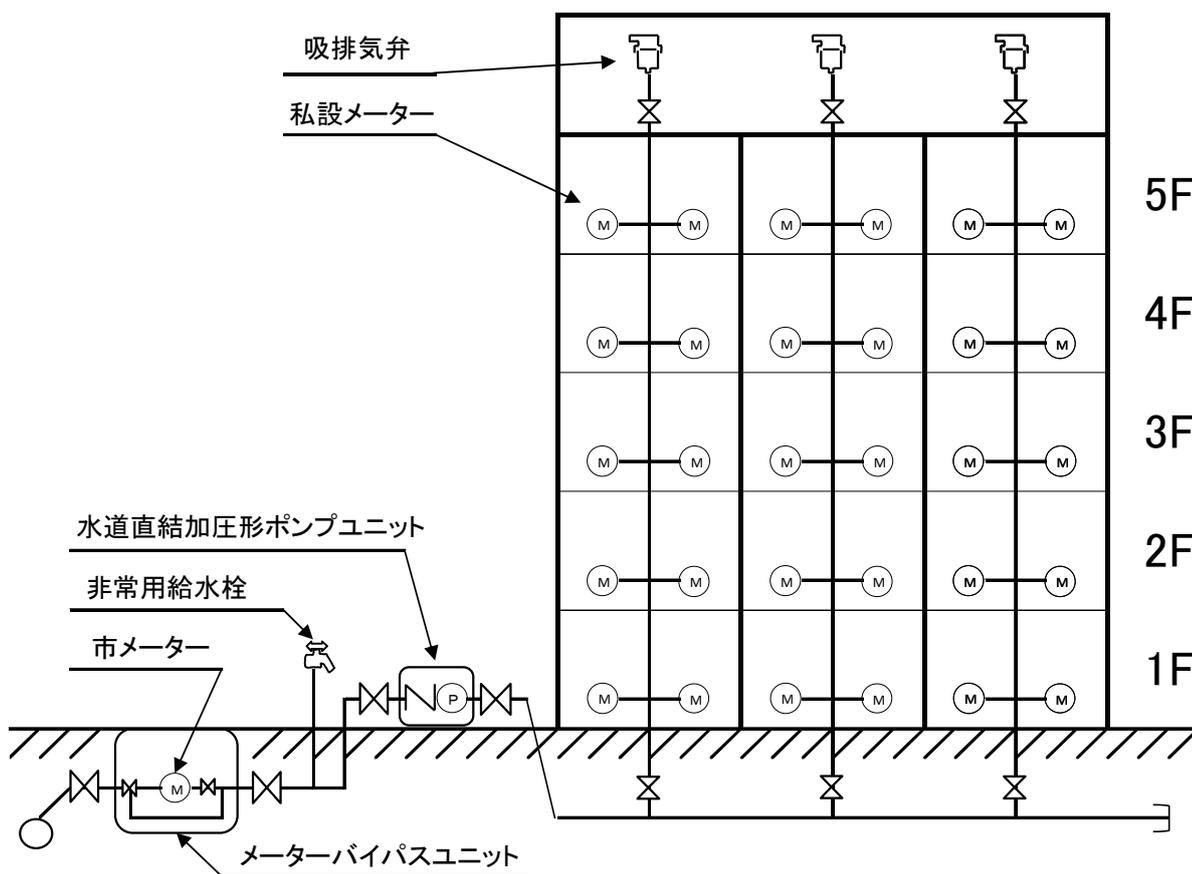
上記各項の条件を使用者等に周知徹底させ、直結増圧式給水に起因する紛争等については、当事者間で解決し、管理者には一切迷惑をかけません。

5) 配管例

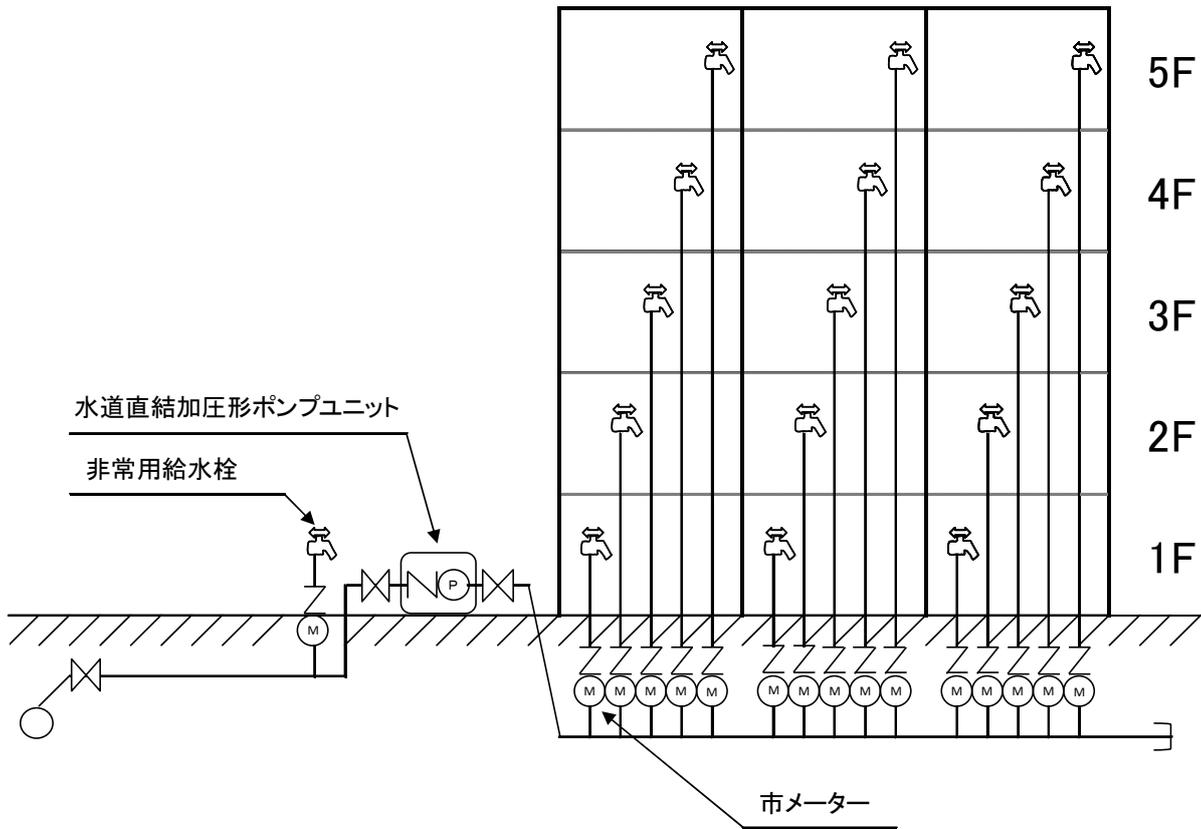
【店舗、事務所ビル、店舗・事務所付住宅等】



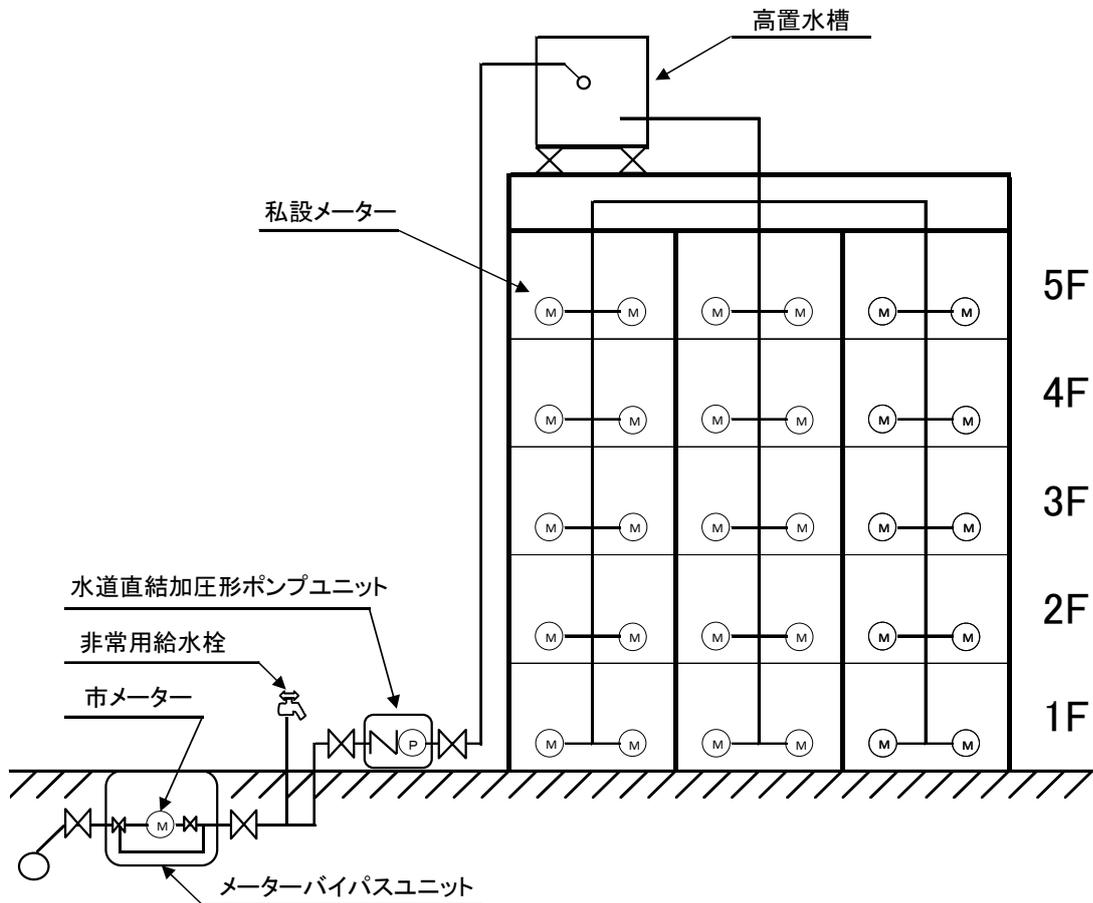
【共同住宅、事務所ビル、店舗ビル等】



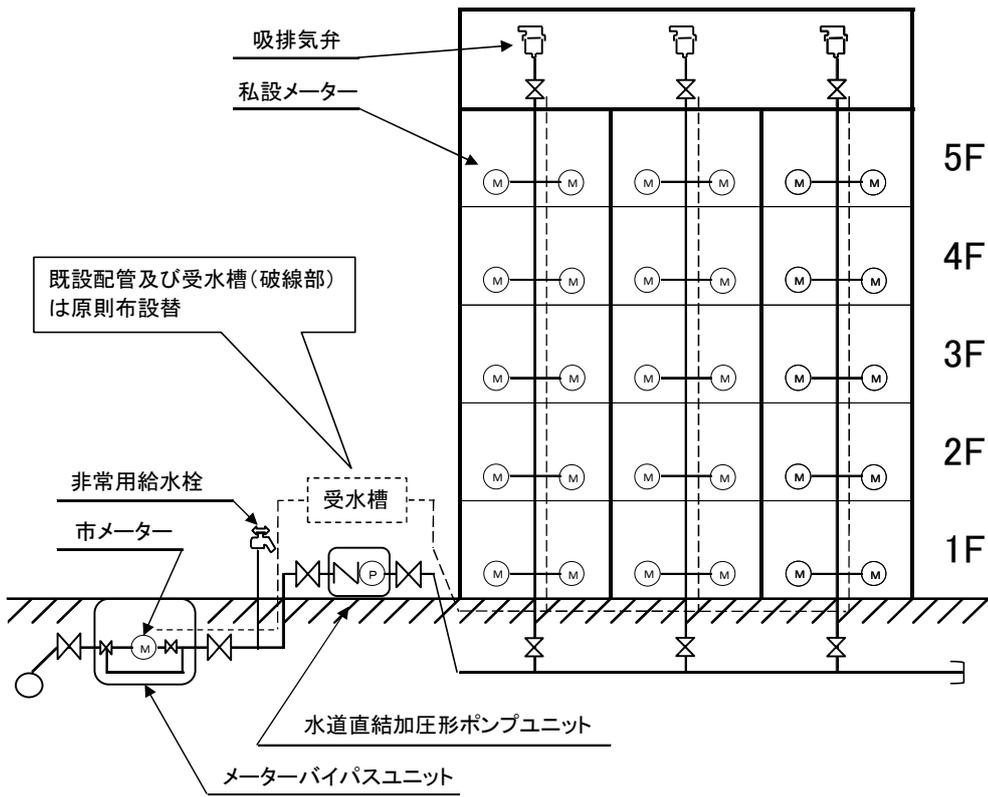
【共同住宅、事務所ビル、店舗ビル等】



【高置水槽を使用する場合】

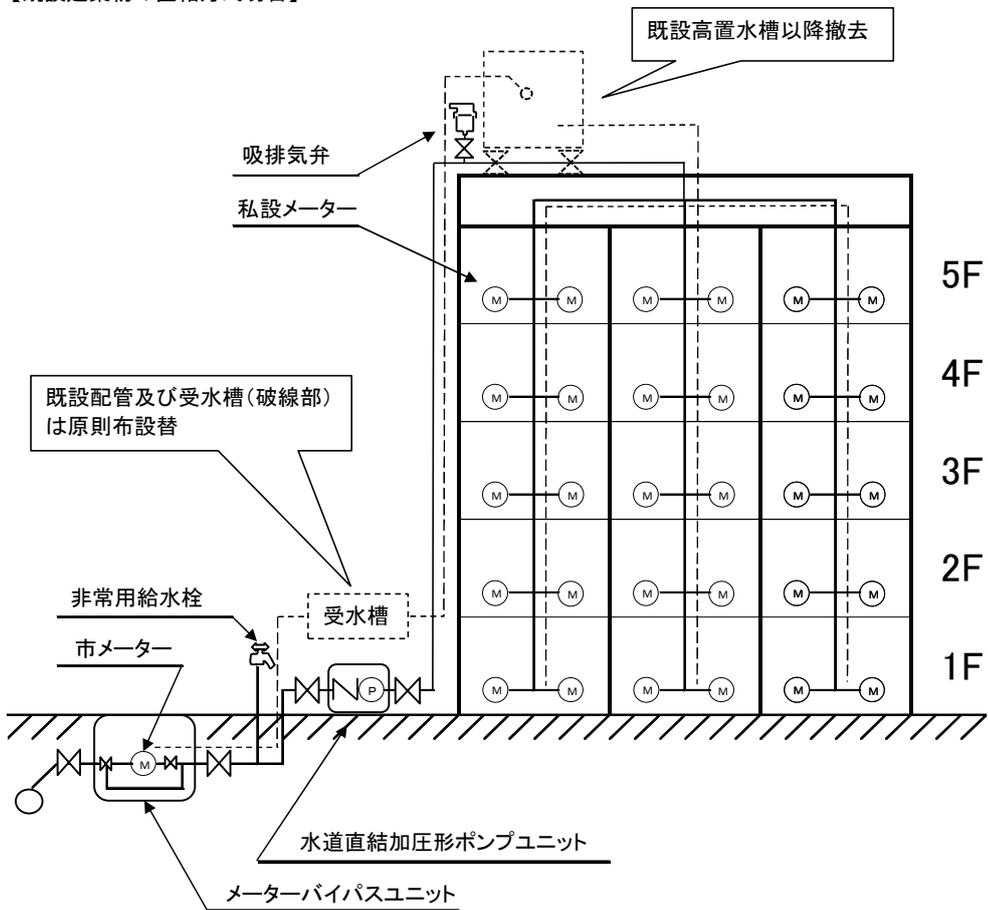


【既設建築物の直結方式切替】



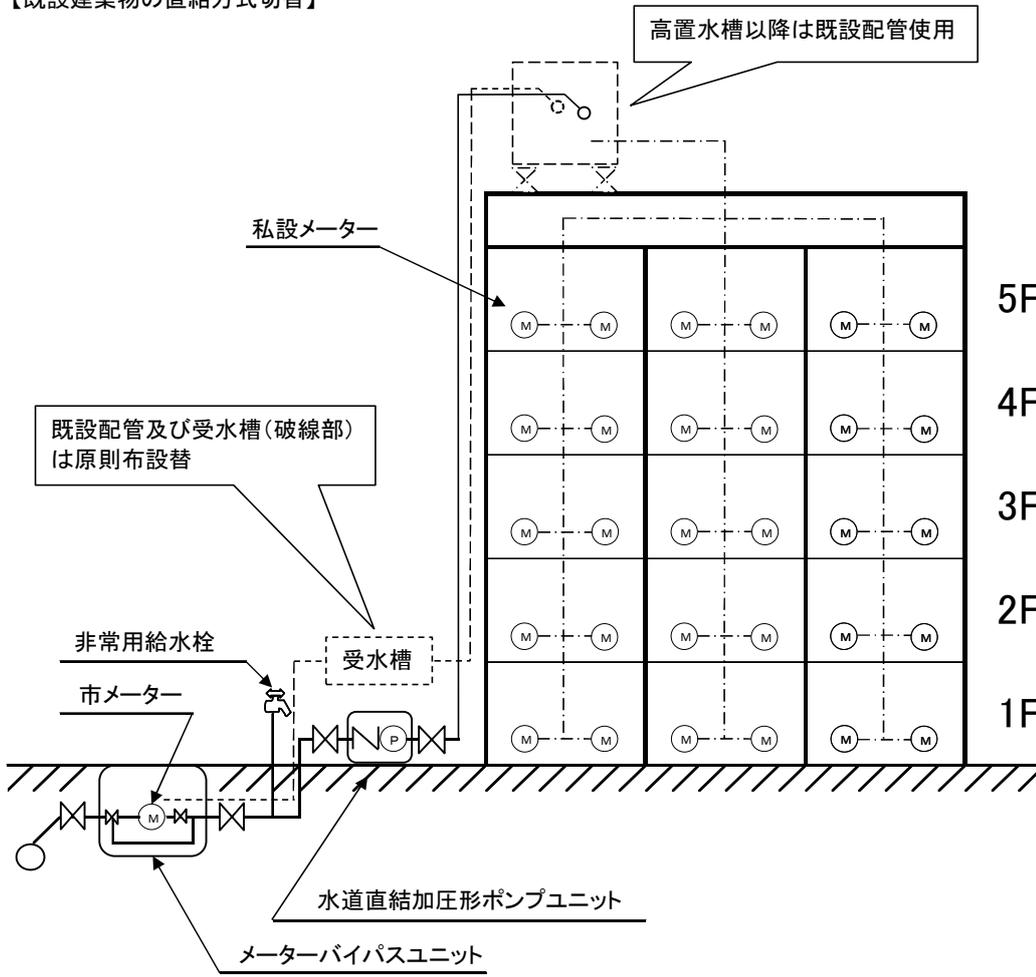
受水槽式から直結増圧式へ切替える場合

【既設建築物の直結方式切替】



受水槽 + 高置水槽式から直結増圧式へ切替える場合

【既設建築物の直結方式切替】



受水槽 + 高置水槽式で高置水槽以降の配管を利用して直結増圧式へ切替える場合